



有田川町の農

親元就農支援

(有田川町農業経営継承者支援事業)

有田川町の農業の中心となって活躍し、次世代を担うことを強く志す、農業経営を継承するために就農した直後の若い新規就農者を支援します。

受付期間 **7月1日(金)～29日(金)**

交付金額 1人あたり年間 **50万円** (上限) 交付期間は2年を限度とします。
※予算の範囲内で交付します。

対象者

- ・申請日における年齢が18歳以上30歳未満で、農業経営を継承するために1年以内に就農した者
 - ・有田川町内に住所を有し、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している者
- ※その他条件があるので詳しくはお問い合わせください。

受け付け方法

産業課窓口まで申請書を提出してください。後日、審査があります。
その他詳細、申請書様式は町ホームページをご覧ください。

摘果みかんの 適正処理を

摘果みかんの実が道路に落ちていると、実を踏んだ自転車が横転する事故につながる可能性があり、大変危険です。次のような適切な処理をお願いします。

- ・摘果作業時に、できるだけ道路に落ちないように注意する。
- ・道路に落ちてしまった実はそのまめにせず、園主の責任で掃除する。



農地の管理を お願いします

田畑に生い茂った雑草で、病害虫の発生や鳥獣被害の拡大などが引き起こされます。

耕作していない田畑をお持ちの方は、責任をもって雑草などの管理をお願いします。

農薬や除草剤の散布を実施される方は、園地周辺の安全確認を十分行い、作業をお願いします。

